

令和5年度 高島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利をいちじるしく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。
- (3) いじめは、いじめを受けた児童等の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為であり、人間として許されない卑怯な行為である。
- (4) いじめはいつでもどこでもだれにでも起こりうるという認識を持つ。
- (5) いじめ問題の解消に向けては、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会総がかりで取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための重点項目

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見・早期対処
- (3) いじめの再発防止
- (4) 校内体制「学校いじめ対策組織」の充実と家庭・地域・関係機関との連携

3 いじめ防止のための具体的な手立て

(1) いじめの未然防止（いじめが発生しにくい学校・学級の「指示的な風土」の醸成）

- ① 児童一人一人が大切にされ、よさが発揮されるよう、教師が受容的・共感的態度で接する。
- ② 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを行う。
- ③ 児童たちの学び合いを大切に、「分かった」「できた」が実感できる授業を実践する。
- ④ あいさつ運動や「いじめ防止宣言」等、児童会本部が中心となっていじめ防止を訴え、安心・安全な学校づくりへの自発的・自治的活動を行う。
- ⑤ 学級活動では、学級の諸問題を自分たちで解決できるような話し合い活動を充実させる。
- ⑥ 自然体験学習や縦割り活動、学校行事など、全教育活動を通して、多様性を認め、思いやりの心や生命・人権を尊重する態度を育成する。

(2) いじめの早期発見・早期解消

<早期発見>

- ① 学校「生活アンケート」を月1回実施し、児童の悩みや人間関係を把握するとともにいじめの早期発見に役立てる。
- ② 一人一人の児童を複数の職員で日常的に観察するとともに、気になる様子にも目を配る。
- ③ 児童の気になる様子を生徒指導・教育相談部会や職員会議の場において情報交

換し合い、担任を中心に複数の職員で対応する。

- ④ 児童が希望する時にいつでも面談ができる体制を整えるとともに、教育相談の充実を図る。

<早期対処>

- ① いじめの状況やいじめのきっかけを丁寧に聴き取るなど、情報収集を綿密に行い、事実に基づいて、いじめの被害者、加害者、周囲の児童への適切かつ迅速な指導・支援を行う。
 - ・ いじめの被害児童に対しては、特に担任とスクールカウンセラー、養護教諭が連携を図り、心のケアを十分に行う。
 - ・ いじめの加害児童に対しては、いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対し毅然と指導する。
 - ・ いじめを傍観した児童に対しては、問題の関係者として事実を受け止めさせ、学級等集団の問題として考えさせる。
- ② いじめの被害児童、いじめの加害児童の保護者に対し、速やかに電話連絡や家庭訪問を行い、事実を正確に伝えるとともに今後の対応の方針を示す。
- ③ 表面的な変化から問題が解消したと安易に判断せず、継続して観察・指導・支援を行う。

(3) 校内組織体制の確立と家庭・地域・関係機関との連携

- ① 校内組織を整備し、確実に機能させる。
 - ・ 生徒指導・教育相談部会（管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年ブロック担当者等を構成員とする）を月1回開催し、校内のいじめ問題

対策の確認や気になる児童の様子、生活アンケートの結果等について話し合い、法の定義に則りいじめの認知を進める。

・いじめ問題への対処はいじめ対策組織を中心に行う。なお、いじめ対策組織は事案によって柔軟に編成する。

② いじめ発覚時には、速やかに管理職、生徒指導主任に報告を行う。

③ 日頃から教育委員会や児童相談所、医療機関等、関係機関との連携を図っておく。

④ 年度当初から、便りや学級懇談会等を通して、いじめ問題に対する学校の認識や方針等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① 「生命・心身・財産重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときをいう。

② 「不登校重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した場合、または児童や保護者等から重大事態に至ったとの申立てがあった場合、直ちに教育委員会に一報を入れる。また、教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで発生した旨を報告する。

② 教育委員会の指示のもと、当該事案の調査を行う組織を、関係諸機関を含めて設置する。

- ③ 公平性・中立性を確保しつつ、上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査等にあたる。
- ④ 調査結果については、被害児童・保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 被害児童・保護者の心情を害する言動は厳に慎む。
- ⑥ 重大事態の調査に係る記録は、少なくとも5年間保存する。
- ⑦ 被害児童から事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。
- ⑧ 加害児童に個別の指導を行い、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ⑨ 学校はいじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の対応を検証し、再発防止策を検討する。

5 関係法令等

いじめ防止対策推進法 (平成25年9月28日施行)

いじめの防止等のための基本的な方針

(平成25年10月11日) (平成29年3月14日改訂)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月)

不登校重大事態に係る調査の指針 (平成28年3月)

群馬県いじめ防止基本方針

(平成25年12月) (平成29年12月改訂)

リーフレット「いじめの対応は、正確な認知から」

生徒指導リーフ増刊号 Leaves.3「いじめのない学校づくり3」